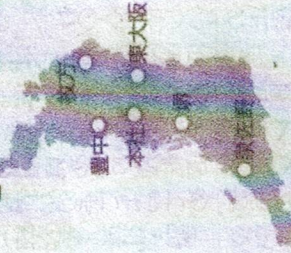


# 市内



ニュースは本社社会部  
 ☎06-6366-1640 FAX 6361-0733  
 豊中支局 ☎06-6857-2345  
 東大阪支局 ☎072-966-4988  
 枚方支局 ☎072-841-6565  
 堺支局 ☎072-232-1072  
 泉佐野支局 ☎072-456-7190

ホームページ  
[www.yomiuri.co.jp/local/osaka/](http://www.yomiuri.co.jp/local/osaka/)

ご要望は  
 お客様センター  
 ☎06-6363-7000  
 購読・配達 ☎0120-4343-81  
 広告のご用 ☎06-6367-8200  
 折込広告 ☎06-6367-9000

## 欠勤訴訟 2審も支払い命令 高裁、大阪市に4万円

海外から帰国後、新型コロナウイルスの感染リスクを考慮して在宅勤務をしたのに、欠勤扱いにされたのは違法だ

として、大阪市立中学校の元教諭、松田幹雄さん(68)が市に約114万円の損害賠償などを求めた訴訟の控訴審判決が

24日、大阪高裁であった。三木素子裁判長は市に約4万円の支払いを命じ、1審・地裁判決の約9万円から減額し

(最下段(広告の上)、横一行を掲載)

た。三木裁判長は1審同様、在宅勤務中だった松田さんに学校側が出勤を指示するまでの

3日間分の給与(約4万円)について、市に支払い義務があると判断した。一方、在宅勤務を認めなか

った学校側の判断については「裁量権の範囲内だ」とし、1審判決が認めた慰謝料に関する請求を退けた。